

「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」の一部改正及び「防犯カメラの設置・運用に関する指針（素案）」
にかかるパブリックコメントの実施結果について

くらしの安心推進課

防犯環境整備の促進と人権に配慮した防犯対策を進めるため、「犯罪のないまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）の一部改正及び「防犯カメラの設置・運用に関する指針」（以下「指針」という。）の策定にあたり実施したパブリックコメントの結果を報告する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成28年7月20日（水）から8月3日（水）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱

2 応募結果

- (1) 意見総数：16件（6名）
- (2) 年代：30歳代 3名、40歳代 1名、50歳代 2名

3 主な意見と対応

(1) 条例改正について

主な意見	対応
[条例改正に賛成の意見] ・犯罪のないまちづくりのためには、防犯カメラを設置しないと治安を保てず、安心して暮らすことができない。 ・不特定多数の者が出入りする場所には適正に防犯カメラを設置し、設置者は責任をもち画像を管理すべき。 ・県は設置者等に情報の提供、助言を行い、よりよい防犯カメラの設置・運用をすべき。	条例改正案に盛り込む予定。
[条例改正に反対の意見] なし	

(2) 指針（素案）について

主な意見	対応
[指針（素案）に賛成] ・犯罪防止とプライバシーを守っていくことを共存していくべき。 ・撮影された画像の記憶装置を適正に管理して漏えい防止を図り、許可した者以外は閲覧できないようセキュリティをしっかりとすべき。 ・個人情報保護法を遵守すべき。 ・許可した者以外の目的外の閲覧を禁止すること。 ・あらゆる場所に防犯カメラが設置されており、個人のプライバシー保護のため、設置者にルールを示すことに賛成。 ・設置者が運用規程を策定しやすいう、具体的なモデルを作成してほしい。	指針（素案）に盛り込んでいる。
[指針（素案）に反対] なし	
[その他の意見] ・画像は事件解決のために有効に活用してもらいたい。 ・プライバシー保護と人権の侵害がないように設置者を県が指導すべき。	今後の犯罪のないまちづくり推進の参考としたい。

4 今後のスケジュール

H28.8月	指針案の策定、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会による審議(8/23)
9月	9月定例会へ条例案付議
10月	条例、指針施行

5 参考

(1) 条例の一部改正（案）の概要について

犯罪のないまちづくりへの取組を一層推進するため、防犯環境整備について事業者の協力に関する事項を追加して規定するとともに、防犯カメラを設置・運用する場合の人権配慮に係る事項を新たに規定する。

(2) 指針（素案）の概要について

犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図るため、防犯カメラ設置者等に対し防犯カメラ設置・運用の参考となる事項を示すもの。